

公 示 送 達 書

宮古島市告示第 124 号

送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるので、地方税法第20条の2及び宮古島市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、送達する書類は宮古島市役所総務部納税課に保管してありますので、受領してください。

令和8年10月6日

宮古島市長 嘉数 登



公示期間 令和8年10月6日～令和8年10月12日

番号	送達を受けるべき者
1	SCHREINEIR TOBIAS
2	SCHREINEIR TOBIAS
3	SCHREINEIR TOBIAS
4	FAN ZIH HONG
5	
6	
7	
8	
9	
10	

備考

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。